固定資産台帳資産明細の説明

１．公営企業会計、各種基金及び財産区の資産は含んでいません。
２．令和５年度末時点で未完成の資産（建設仮勘定）は含んでいません。

資産計上の主な基準

１．建物付属設備は、勘定科目「建物」に計上しています。ただし、固定資産台帳整備前に取得した資産は、建物自体に含んでいる場合があります。
２．立木は、樹齢・樹種を管理し、かつ森林保険対象の樹種で、市場性を持っているものを対象としています。
３．物品は、５０万円以上（美術品は３００万円以上）のものを対象としています。
４．リース資産は、原則として契約期間が１年を超え、かつ、契約金額が３００万円以上のファイナンスリースを対象としています。
５．ソフトウェアは、取得・制作したソフトウェアの利用により、将来の費用削減が確実であると認められたものを対象としています。
６．無形固定資産は、商標権・意匠権・地上権・温泉権が計上されています。